

本山町空き家バンク実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本山町内における空き家の有効活用を通して、本町の定住者を維持し、新たな定住者を確保するとともに、町民と町外住民の交流拡大を図るために実施する本山町空き家バンクについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 本山町内に所在し、継続して利用しない状態に置かれた建物及び敷地（予定を含む。以下「空き家」という。）をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権または売買もしくは貸借を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売買、賃貸に関する情報等を、本山町内への定住等を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し提供するシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申込等)

第4条 空き家バンクに空き家を登録する所有者等（以下「登録申込者」という。）は、本山町空き家バンク登録カード（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申し込みがあったときは、その内容等を確認のうえ、適切と認めるときは、登録番号を付して本山町空き家バンク登録台帳（様式第2号。以下「空き家台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該登録申込者に通知し、同意書（様式第3号）の提出を求めるものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 登録申込者は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(空き家台帳の登録の抹消)

第6条 町長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、または空き家台帳の登録抹消の届出があったときは、当該空き家台帳の登録を抹消するとともに、その旨を当該登録申込者に通知するものとする。

(情報提供及び利用登録)

第7条 町長は、空き家台帳登録物件について、本山町が管理及び投稿するウェブサイトにおいて、情報の一部を公開するものとする。

2 利用希望者は、本山町空き家バンク利用申込書(様式第4号)及び誓約書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による登録の申込があったときは、次の各号のいずれかに該当している者を本山町空き家バンク利用登録台帳(以下「利用台帳」という。)に登録するものとする。

(1) 空き家に定住し、または定期的に滞在して、本山町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

(2) 空き家に定住し、または定期的に滞在して、産業、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者

(3) 利用希望者もしくは同居予定家族は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

(4) その他、町長が適当と認めた者

4 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該利用申込者に通知するものとする。

(利用登録者に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第4項の規定による登録の通知を受けた利用申込者(この要綱において「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(利用台帳の登録の抹消)

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用台帳の登録を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家の利用の目的等が第7条第3項各号の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用台帳の登録抹消の届出があったとき。
- (5) 利用登録日から2年を経過したとき。ただし、改めて登録の申し込みを行うことにより再登録をした場合は、この限りではない。
- (6) その他町長が適当でないと認めたとき。

(登録者と利用者の交渉等)

第10条 町長は、登録申込者及び利用登録者が行う、空き家に関する交渉並びに売買及び賃貸借契約については、直接これに関与しない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

様式第1号

本山町空き家バンク登録カード（新規・変更）

整理番号		活用分類	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 賃貸	
所在地	本山町			
<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者	ふりがな 氏名		連絡先	
	住所	〒		
役場までの時間		約 分		
空き家になった時期		昭和・平成・令和 年頃		
希望金額	売 買	円		
	賃 貸	月 額	円	
空き家の 状 況	構 造	<input type="checkbox"/> 木造（ 階建） <input type="checkbox"/> 鉄骨（ 階建）	築年数	年
	建物面積	坪・m2	土地面積	坪・m2
	修 繕	<input type="checkbox"/> 要修繕 <input type="checkbox"/> 修繕中（ 月頃） <input type="checkbox"/> 修繕済	費用負担	<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担 <input type="checkbox"/> その他
設備状況	電 気	<input type="checkbox"/> 引き込み済 <input type="checkbox"/> その他	ガ ス	<input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> その他
	水 道	<input type="checkbox"/> 敷設済 <input type="checkbox"/> 山水 <input type="checkbox"/> その他	駐 車 場	<input type="checkbox"/> 車庫あり <input type="checkbox"/> 敷地内あり <input type="checkbox"/> なし
	浴 室 <input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外	<input type="checkbox"/> 薪 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 石油 <input type="checkbox"/> ソーラー <input type="checkbox"/> なし	ト イ レ <input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外	<input type="checkbox"/> 汲み取り <input type="checkbox"/> 簡易水洗 <input type="checkbox"/> 水洗
その他 付帯設備				
特記事項				

本山町空き家バンク登録台帳

No. 〇〇

写真

写真

写真

写真

■所在地	■活用分類
本山町	賃貸 売買
■空き家の状況	■設備状況
構造 建物面積 土地面積 築年数 年 状態 空き家になった時期 年頃	電気 水道 ガス トイレ 浴室 駐車場
■金額	■環境区分
売買 円 賃貸 円	〇〇地域 役場まで車で約〇分
■特記事項	■問い合わせ先
	本山町役場〇〇 電話：0887-76-〇〇〇〇 Mail：〇〇〇〇〇〇〇〇

様式第3号

同意書

本山町長 様

私は、空き家バンク登録にあたり、下記のことにご同意いたします。

記

1. 当該登録した全情報について、利用希望者に提供すること。
2. 本山町が管理及び投稿するウェブサイトにて、申込者の個人情報を除く全情報を公開すること。
3. 交渉・契約は当事者間で行うこと。

年 月 日

住所

氏名

印

誓約書

年 月 日

本山町長 様

住所 _____

氏名 _____ 印

私は、暴力団又は暴力団グループに所属していないことを告知し、本山町空き家バンクシステムによる利用希望者登録にあたって、本山町空き家バンク実施要綱に定める制度の趣旨を十分理解したうえで別紙のとおり申し込みを行います。

なお、申込書記載事項に偽りはなく、公序良俗に反しないことを誓約します。

また、「本山町空き家バンク制度」を通じて知り得た情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使用することはありません。

今後、空き家を利用することになった場合は、本山町に住民登録をし、本山町の生活文化、自然環境等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、よりよき地域住民となることをここに誓約します。